

原子力発電所安全対策をはじめとする 地震・津波等への安全対策について

【担当省庁】内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、
国土交通省、厚生労働省、原子力規制庁

平成 24 年 10 月に原子力災害対策指針が示され、重点的に対策を講じるべき区域（PAZ・UPZ）が拡大されたが、関係地方公共団体は、広域避難対策や原子力防災資機材の追加配備等、新たな課題を抱えている。また、地震・津波対策を検討する前提となる、科学的な調査等についての情報も不足している状況にある。このため、国において以下の措置を講じていただきたい。

入院患者等災害時要援護者の受入先・移動手段の確保、避難誘導のあり方等に関する対応方針の明示

- ◆ 原子力災害対策指針の中で具体的に示されていない避難時要援護者（特に入院患者、施設入所者）の受入先や移動手段の確保、避難誘導のあり方等に関して、国として対応方針を早急に示していただきたい。
- ◆ 福祉避難所をはじめ、体育館など一般の避難所に福祉コーナーを整備するための財政支援制度を創設していただきたい。

原子力災害時の広域避難のための避難誘導、交通規制のあり方など連絡調整体制、手順等の整備

- ◆ 原子力災害発生時に多数の住民を一時に避難させることに備え、国において、緊急時におけるバスの確保、鉄道の臨時運行、高速道路の通行規制など、交通事業者や道路管理者に対して非常時の協力について要請を行い、緊急時の避難誘導、交通規制のあり方など連絡調整の体制、手順等を整備していただきたい。

大飯原発 3、4 号機の再審査（バックフィット）の実施

- ◆ 原子力規制委員会において、福島第一原発事故の知見を踏まえた規制基準に基づき、稼働中の大飯原発 3、4 号機の再審査（バックフィット）を実施し、運転の可否を判断していただきたい。
- ◆ 確認作業中であっても、基準に適合しないと考えられる状況が確認された場合は直ちに運転を停止させていただきたい。

原発立地県に準ずる協定書の締結に向けた原子力事業者への指導

- ◆ 原子力事業者との安全協定について、原発立地県以外で唯一 P A Z の区域を有する京都府と立地県に準ずる協定を締結すること、更に UP Z の区域を含む地方公共団体についても早期に協定を締結すること、また、原子力災害対策指針の改定に合わせて柔軟にその内容の充実を図るよう、国として事業者を指導していただきたい。
- ◆ また、これらの地方公共団体と国や原子力事業者との間で平常時から情報連絡や意見交換を行うとともに、安全の確保について地域から提言できる法的な仕組みを構築していただきたい。

原子力防災資機材の整備のための「原子力発電施設等緊急安全対策交付金」の予算額の確保及び国によるスクリーニング・モニタリング資機材の配備

- ◆ UP Z (概ね 30 km) 圏内に係る原子力防災資機材及び資機材の維持管理経費について「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」により引き続き十分な財政措置を講じていただくとともに、病院、社会福祉施設等が整備する緊急搬送車両の整備を交付金の対象としていただきたい。
また、防災行政無線など市町村が実施する住民への伝達手段の整備に対し交付金制度を創設していただきたい。
- ◆ スクリーニング資機材及び停電時の稼働や移動が可能なモニタリング資機材を配備いただくとともに、実施要員の研修の実施等、人材育成を図っていただきたい。

地震・津波対策に係る日本海側の科学的調査の実施及び断層モデルの提示

- ◆ 原子力発電所の安全性を点検するため、地震・津波対策検討の前提となる日本海側のプレート境界、海底活断層位置等の科学的調査を早期に実施し、結果を速やかに提供していただきたい。
- ◆ 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針において、都道府県知事が津波浸水想定を設定するにあたり、国は津波の断層モデル(波源域及びその変動量)をはじめとする情報提供等を都道府県に対して行うとされており、日本海側の断層モデルを速やかに提示していただきたい。

南海トラフ巨大地震のデータ提供

- ◆ 国が行った南海トラフ巨大地震の人的・物的被害予測における市町村別等の被害想定に活用できる詳細なデータを提供していただきたい。

京都府の現状・課題等

◎ 原子力発電所安全対策について

- 平成 25 年 2 月に、「京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）」を改定し、PAZ 5 km、高浜発電所UPZ 30 km・大飯発電所UPZ 32.5 kmと定めるとともに、UPZ市町の原子力災害時における広域避難計画を定めた。
- 原子力災害をはじめとした、市町村域や府県域を越える大規模・広域災害発災時における病院等の入院患者や社会福祉施設の入所者、在宅要配慮者等の災害時要配慮者の避難・受入調整、他府県発災時の応援態勢等について調整を行う「京都府災害時要配慮者避難支援センター」を、医療・福祉・行政関係団体により設置
- 災害時要配慮者の避難生活を支えるため、体育館などの一般避難所をユニバーサルデザイン化するための「福祉避難コーナー設置ガイドライン」を策定

<参考>

- 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金
 - ・ 平成 25 年度内閣府予算額 137.6 億円
 - ・ 緊急時の情報連絡網の整備、防護活動用資機材等の整備、原子力防災訓練、研修会等の実施、オフサイトセンターの移転・整備など地方公共団体が行う原子力防災対策を支援

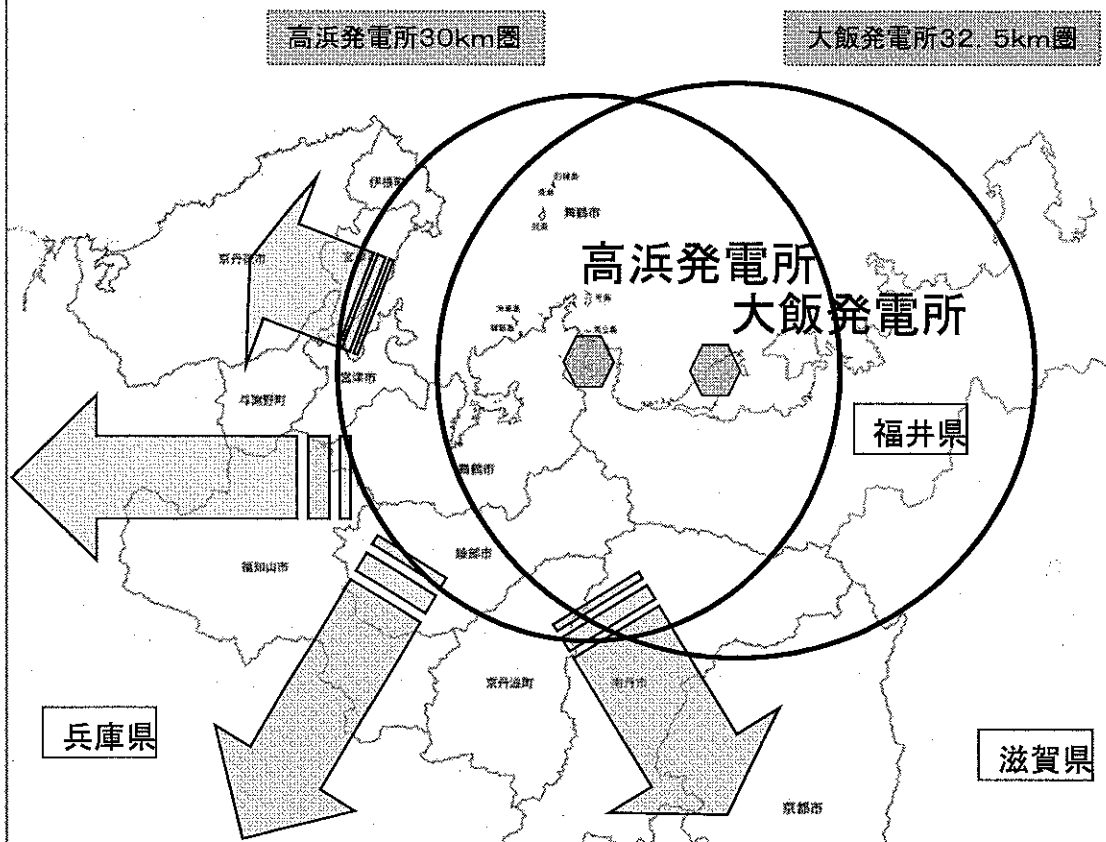
◎ 地震・津波対策に係る調査の推進

本府における地震・津波対策については、「京都府地域防災計画（震災対策計画編）」で定めているが、東日本大震災では事前に想定していた規模を超える地震、津波が発生し、甚大な被害を招いたことから、地震・津波対策を見直す必要があり、そのためには、新たな基礎データや市町村別等の被害想定に活用できる詳細なデータが不可欠である。

【京都府の担当部局】

府民生活部	防災・原子力安全課	075-414-5615
文化環境部	環境・エネルギー局 環境管理課	075-414-4709
健康福祉部	健康福祉総務課	075-414-4547

広域避難の基本パターン(検討案)



市町名	UPZ (30km) 圏内人口	避難先	
		西方面	南方面
舞鶴市	89,000人	89,000人 (関西広域連合と調整中)	京都市 65,000人 宇治市 14,000人 城陽市 6,000人 向日市 4,000人
綾部市	9,400人	福知山市 16,000人 綾部市 9,400人 宮津市 6,600人	亀岡市 6,400人 福知山市 3,000人
宮津市	20,300人	京丹後市 11,000人 宮津市 9,400人 伊根町 1,600人	長岡京市 5,100人 八幡市 5,100人 京田辺市 5,000人 木津川市 5,100人
伊根町	1,600人	与謝野町 4,300人 宮津市 4,300人	精華町 1,600人
福知山市	(300人)	(福知山市 300人)	(福知山市 300人)
南丹市	(3,700人)	(南丹市 3,700人)	(南丹市 3,700人)
京丹波町	(2,900人)	(京丹波町 2,900人)	(京丹波町 2,900人)
計	120,300人 総数127,200人 ※市町区域内避難含む	120,300人 総数127,200人	120,300人 総数127,200人

- ※1 避難者のうち、約1割が親戚・知人等の家へ避難すると予想(東日本大震災における内閣府の避難行動等面接調査結果)されるが、福井県等他府県からの避難者を同数程度と見込む。
- ※2 福知山市、南丹市、京丹波町は当市町内に避難予定。